

## 「羽咋市庁舎エレベーター」にかかる有料広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、羽咋市庁舎エレベーター（以下「エレベーター」という。）に掲載できる広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (掲載の申込み)

第2条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、羽咋市有料広告掲載取扱要綱第8条に規定する掲載申込書（様式第5号）に掲載しようとする広告の版下を添えて、当該広告を掲載しようとする21日前（当該日が、日曜日、土曜日又は国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の場合は、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）までに、エレベーターを担当する課（以下「主管課」という。）へ提出しなければならない。

### (決定)

第3条 市長は、前条の広告掲載申込書の提出があったときは、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

### (広告の大きさ及び掲載位置)

第4条 広告の大きさは、1枠当たりB4サイズ以下とする。広告枠は最大20枠とする。

2 広告の掲載位置は、1階から5階のエレベーター外面開閉扉のうち、主管課長が指定する箇所とする。

### (掲載料)

第5条 広告の掲載料は、5枠（1階から5階の片面を1セット）当たり月額6,600円に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下この項において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに、掲載料を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

### (補則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この要領は、平成31年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この要領による改正後の「羽咋市庁舎エレベーター」にかかる有料広告掲載取扱要領第5条の規定は、この要領の施行の日以後の掲載決定に係る掲載料について適用し、同日前の掲載決定に係る掲載料については、なお従前の例による。